

基本方針の策定に関して、「人権に配慮した環境整備」についての審議会の意見

人権に配慮した環境整備

1. しょうがいを持つ人など、働きづらさを抱える人々の就労問題に取り組むモデルとしてソーシャルファームを推進するなど、多様な人々が地域社会で共に就労することができる環境の整備を行うこと。
2. さまざまな悩みを抱える人々が、地域社会の中で多様な人々とつながることで生きがいを得たり悩みを共有したりすることができる場（コミュニティ）の創出に一層努めること。
3. 高齢者やしょうがいしゃを含め、誰もが安全安心に暮らすことができるよう、地域社会のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を進めること。また、災害時に配慮が必要となる人々（災害時要配慮者）が安全かつ速やかに避難できるよう必要なバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を進めるとともに、性的マイノリティや外国籍の人などにも配慮した避難環境の整備を進めること。
4. 全ての人が性別の壁を越えて、互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる男女平等参画社会の実現のため、市政に携わる職員及び市の附属機関（審議会、懇談会等）委員の性別に捉われない登用を行うとともに、市内の事業者や団体への理解促進に努めること。
5. 国立市教育大綱（令和4年6月策定）で明記された、しょうがいの有無に関わらず児童・生徒が同じ場で共に学び相互に成長できるフルインクルーシブ教育について、その実現を目指すための検討を更に進めること。

（参考）「国立市教育大綱」

- 4 しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒も同じ場で共に学び、相互に成長できるフルインクルーシブ教育を目指す。併せて、児童・生徒が持つ能力を最大限発揮できるよう個別支援のための環境整備を進める。

（その他、附帯意見）

1. 多様な人々の中には、子どもや高齢者のほか、視覚や聴覚にしょうがいを抱える人、日本語の理解に困難を抱える外国籍の人などがいることを踏まえ、人権に配慮した環境整備を行う上での言語表現について配慮をすることが重要であること。